掛川市規則第２４号

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成２６年７月４日

掛川市長

（別紙）

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市火災予防条例施行規則（平成17年掛川市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項に次の１号を加える。

(6) 条例第64条第６号に掲げる行為に係る届出　様式第15号の２

第10条第２項に次の１号を加える。

(6) 第６号の届出書　露店等の開設場所及び消火器の設置場所の略図

様式第15号の次に次の１様式を加える。

様式第15号の２（第10条関係）

露　店　等　の　開　設　届　出　書

年　　月　　日

（あて先）掛川市消防長

届出者
住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞
電話番号

開　設　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
営　業　時　間	時　　分から 時　　分まで
開　設　場　所	
催　し　の　名　称	
開　設　店　数	
消火器の設置本数	
現場責任者の氏名	（電話　　）

※　受　付　欄	※　経　過　欄

（注）

１　※印の欄は、記入しないこと。

２　露店等の開設場所及び消火器の設置場所の略図を添付すること。

附　則

この規則は、平成26年８月１日から施行する。